

米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に対する意見書

去る7月13日午後0時30分頃、渡名喜島において米軍普天間飛行場所属CH53E大型輸送ヘリコプターが鉄製コンテナ1個を落下させる事故が発生した。

コンテナの大きさは縦約2m、横・高さ約2.4m、重さが1.1tを超えるものとみられている。

新聞報道によると在沖海兵隊は、入砂島でコンクリート構造物（射撃監視用シェルター）の建設中であり、不要になった工事関係者用の物資が入ったコンテナを本村のトリイ通信施設への輸送中に起きた事故とのことである。航空機からの吊り下げ物落下事故は人命に直結する事故であり、断じてあってはならない事故である。

本村においては、1965年のパラシュート投下訓練中にトレーラーによる少女圧殺事故、2006年に都屋海岸沖への廃車落下事故、2020年には鉄製の訓練用標的がトリイ通信施設沖合に落下する事故が発生している。

CH53E大型輸送ヘリコプターは老朽化している中、使用頻度も高くなっていることから、今回の渡名喜島でのコンテナ落下事故は本村での4回目の重大な吊り下げ落下事故になった可能性も否定できない。

近年、トリイ通信施設において常態化している吊り下げ訓練は、村民・県民を危険や不安にさらすような訓練が繰り返されている。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 事故原因の徹底究明と再発防止策の公表をすること
- 2 トリイ通信施設での吊り下げ訓練は中止を求めること
- 3 日米地位協定の抜本的改定を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月29日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に対する抗議決議

去る7月13日午後0時30分頃、渡名喜島において米軍普天間飛行場所属CH53E大型輸送ヘリコプターが鉄製コンテナ1個を落下させる事故が発生した。

コンテナの大きさは縦約2m、横・高さ約2.4m、重さが1.1tを超えるものとみられている。

新聞報道によると在沖海兵隊は、入砂島でコンクリート構造物（射撃監視用シェルター）の建設中であり、不要になった工事関係者用の物資が入ったコンテナを本村のトリイ通信施設への輸送中に起きた事故とのことである。航空機からの吊り下げ物落下事故は人命に直結する事故であり、断じてあってはならない事故である。

本村においては、1965年のパラシュート投下訓練中にトレーラーによる少女圧殺事故、2006年に都屋海岸沖への廃車落下事故、2020年には鉄製の訓練用標的がトリイ通信施設沖合に落下する事故が発生している。

CH53E大型輸送ヘリコプターは老朽化している中、使用頻度も高くなっていることから、今回の渡名喜島でのコンテナ落下事故は本村での4回目の重大な吊り下げ落下事故になった可能性も否定できない。

近年、トリイ通信施設において常態化している吊り下げ訓練は、村民・県民を危険や不安にさらすような訓練が繰り返されている。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 1 事故原因の徹底究明と再発防止策の公表をすること
- 2 トリイ通信施設での吊り下げ訓練は中止すること
- 3 日米地位協定の抜本的改定を行うこと

以上、決議する。

令和3年7月29日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米陸軍第10地域支援群司令官